

伊方原発3号機運転差止仮処分広島高裁決定について

弁護団長声明

2017年12月13日

大飯原発福井訴訟弁護団団長 島田 広

- 1 広島高裁第2部（野々上友之裁判長，太田雅也裁判官，山本正道裁判官）は，本日，四国電力伊方原子力発電所3号機について，その運転を2018年9月30日まで差し止める決定を下しました。

原決定である広島地裁が本年3月30日に住民側の申立を全面的に却下する不当決定を行ったのに対し，住民側が即時抗告したもので，高等裁判所が仮処分を認めて原発の運転を差し止める全国で初めての決定という点において，画期的意義をもつ決定です。

- 2 今回の決定は，阿蘇カルデラの火砕流が伊方原発に到達した可能性が十分小さいとは評価できないことから同原発は立地が不適切であると認定し，さらに，想定される最小の噴火規模を前提としても，四国電力の火山灰等の降下火砕物の層厚及びこれを前提としてなされた大気中濃度の想定は過小であると認定し，これらの点で原子力規制委員会の安全審査の判断は不合理であるとして，住民らの生命・身体に対する具体的危険の存在を認めました。

- 3 この点，大飯原発福井訴訟控訴審でも，火山灰対策の問題が争点となりました。大山倉吉噴火の際の火山灰濃度の想定が過小であることが専門家から指摘され，原子力規制委員会で審査基準の見直し作業が進んでいる状況にあることから，一審原告らは，現時点での安全審査には合理性が失われていると主張し，専門家の証人尋問を裁判所に求めましたが，去る11月20日，名古屋高裁金沢支部は，この証人申請を却下して審理を終結しました。

今回の決定が，火山学の最新の知見を元に，現在の火山灰濃度の想定が過小であることを認めたことは，大飯原発福井訴訟控訴審における一審原告らの上記主張の正当性を示すととともに，かかる重要争点についての審理を拒否した名古屋高裁金沢支部の訴訟指揮の不当性を明らかにしました。

一審原告らは，今回の決定を証拠として提出し火山灰の問題について改めて充実した審理を行うよう求めるべく，名古屋高裁金沢支部に対して，今後早急に，弁論再開の申立を行います。

- 4 また，今回の決定は，司法審査の在り方（法的判断枠組み）として，いわゆる

伊方最高裁判決型の判断枠組みを示していますが、高浜原発3，4号機運転差止仮処分大阪高裁決定（本年3月28日）と比較し、電力事業者側の立証責任について、より厳格で、より伊方最高裁判決に近い判断枠組みを採用しました。

同様の判断枠組みは、既に九州電力川内原発1，2号機運転差止仮処分申立に関する福岡高裁宮崎支部（2016年4月6日）においても採用されています。したがって、上記大阪高裁決定のような極端な行政追随型の判断枠組みが許されないものであることは、既に決着がついたといえます。

この点でも、今回の決定は、大飯原発福井訴訟控訴審においても、一審原告勝訴につながる重要な意義を有するものです。

5 なお、今回の決定は、地震の問題について住民側の主張をことごとく排斥していますが、いずれも判例的価値のない傍論であることに加え、大飯原発と伊方原発では立地条件や安全審査の内容に異なる点も少なくないことから、大飯原発福井訴訟には何ら影響はないものといえます。

6 以上のとおり、今回の決定は、大飯原発福井訴訟控訴審における一審原告らの主張の正当性を示すものであり、私たちは、今回の決定を力としながら、樋口判決を守り抜き、危険な大飯原発の再稼働を許さないために、今後も戦い続けます。

以上

・大阪高裁決定のような、電力事業者は単に安全審査に合格したことを主張立証すれば足りるとの立場は採用せず、電力事業者は「安全審査基準に不合理な点がないこと及び原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないし調査審議の過程に看過しがたい過誤欠落がないこと」の主張立証をも要する、としました。